

◎新潟県告示第617号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 河川の名称  
一級河川 信濃川水系寺沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成30年5月25日
- 3 廃川敷地等の位置  
南魚沼市寺尾字屋敷添478番7地先から同478番8地先まで（寺沢川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 143.18平方メートル